

議会運営委員会

平成21年4月27日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○飯高 昭二	嶋田 善行
西谷 剛周	浦野 圭司	辻 善次
中川 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 池田 善紀

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 安藤 容子

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、浦野委員

委員長

おはようございます。西谷委員からは連絡はございませんが、定刻になりましたので、議会運営委員会を開会させていただきます。

それでは、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

会議録署名委員には嶋田委員、浦野委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございます。それではレジメにそって進めてまいりたいと思います。

まず初めに、協議事項（1）平成21年第2回斑鳩町議会臨時会についてを議題といたします。

①会期日程につきましては、3月19日の議会運営委員会で日程案の確認をさせていただきましたけれども、5月11日（月）、会期は1日ということで決定したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成21年第2回斑鳩町議会臨時会は、5月11日（月）、会期は1日ということで決定をさせていただきます。

次に、②付議予定議案についてを議題といたします。

この件につきましては、総務部長に出席を願っておりますので、付議予定議案について総務部長の方から概要説明を受けることといたします。池田総務部長。

総務部長

それでは、私から議案の説明をさせていただきます。

まず、議案ですけれども、（1）斑鳩町町税条例の一部を改正する条

例についてであります。これにつきましては、長期優良住宅にかかります固定資産税の減額措置につきまして、その根拠となる長期優良住宅の促進に関する法律が平成21年6月4日に施行されることから、固定資産税の減額の申告手続きの規定を追加する一部改正でございます。内容といたしましては、行政庁の認定を受けて平成22年3月31日までに新築されました固定資産税について120平方メートルまでについて新築から5年間、中高層耐火建築物については7年間について2分の1を減額するものであります。

つづきまして、承認でございます。5件でございます。

まず(1)町長専決処分について承認を求めることについて(平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について)でございます。これにつきましては、歳入歳出にそれぞれ6,258万4千円を追加し、歳入・歳出それぞれ87億1,997万8千円とするものであります。主な内容といたしましては、歳入では第16款 財産収入で、旧・三室休日応急診療所の売却によりまして斑鳩町の保有分としまして、1,802万1千円の増額補正です。これは、旧三室休日応急診療所を去る3月16日に王寺周辺広域休日診療所施設組合と合同によりまして入札を実施したところでございます。全体面積は、542.95平方メートル。うち斑鳩町保有面積は189.11平方メートルであります。落札金額は5,174万円でした。第17款 寄附金では、教育費寄附金として2万円、農林水産費寄附金として2千円の受け入れであります。第20款 諸収入では、さきほどの土地売却の王寺周辺広域休日応急診療所分の一部、昭和63年に7町で均等に保有しておりました分の売却相当額を7町に均等に配分されましたことから224万1千円の受け入れであります。なお昭和54年に取得された分の相当額約1,803万円につきましては組合において基金に積み立てられております。第21款町債では、JR法隆寺駅周辺事業について370万円の追加、また減収補てん債として法人税及び利子割交付金の減収に伴いまして3,860万円の協議が整ったことによる増額補正であります。歳出では第9款 教育費で寄附1万円の基金への積み立て、及び1万円の財源振替であります。予備費

では、今回の補正から生じました財源6,257万4千円を予備費に留保させていただきました。

次に(2)であります。町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)、平成21年度、地方税の一部を改正する法律が、去る3月31日に公布され、4月1日から施行されることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものでありまして、内容としましては、土地にかかる固定資産税における負担調整措置を引き続き平成23年度まで継続するものであります。

(3) 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)、本一部改正につきましても、さきほどの斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてと同様の理由によりまして地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものであります。

(4) 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)、これにつきましては、平成21年度の地方税の一部を改正する法律が去る3月31日に公布され、4月1日から施行されることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものでありまして、主な内容としましては、国民健康保険税の介護納付金課税額の課税限度額を9万円から10万円に改めるものでございます。

つづきまして、(5) 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について)。これにつきましては、保育料について2人以上の就学前児童がいる場合、3人目以降の保育料を無料にする一部改正でございます。

以上が付議予定議案でございます。よろしく願い申し上げます。

委員長

ただいま、部長の方から付議予定議案の概要説明を受けましたが、委員皆さんのほうから事前にお聞きしておくことがあればお受けしたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

浦野委員。

浦野委員 休日診療所の売却の件ですけれども、建物も現況のまま売却ということですか。

委員長 池田総務部長。

総務部長 現況のまま売却させていただきました。

委員長 他に、何かございますでしょうか。

(な し)

委員長 なければ、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきたいと思いますが、それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承をしておきます。

次に、3つめといたしまして付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

ただ今、総務部長から説明のありましたように、条例改正に係る議案が1件、専決処分にかかる承認案件5件が提案を予定されております。

これまで、臨時議会におきましては、提出されましたすべての議案について、当日の本会議で即決という取扱いをしておりましたので、今回の議案の取扱いにつきましても、委員会付託を省略し、理事者の提案説明、質疑のあと、採決をすることにしたいと思いますが、それでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

なお、これら6議案につきまして、もし賛否の討論が必要となりましたときには、これまでの例により、賛否の討論を各1名ずつとすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

提出議案については、委員会付託を省略し、当日に即決することとし、賛否の討論については1名ずつとするということで確認をさせていただきます。議長には、よろしくお取り計らいの方、お願いいたします。

付議予定議案等の取扱いについては以上で終わらせていただいてよろしいでしょうか。それでは終わらせていただきます。

総務部長のほうから何か他に報告等しておくことはございますか。

池田総務部長

総務部長

特にございません。

委員長

その他の報告は、理事者側から特にないということでございますので、総務部長には他の公務もございまして、ここで退席をしていただくことといたします。ご苦労さまでございました。暫時休憩いたします。

(午前 9時12分 休憩)

(午前 9時13分 再開)

委員長

それでは再開いたします。

ただいま西谷委員に、書記の方から連絡をとっていただいておりますたけれども、遅れましたがこちらの方へ向かうという風なご返事だった

そうですので、ご了解ください。

続きまして、協議事項の④追加日程についてを議題といたします。

お手元に、臨時会の進行予定表もお配りをしていると思いますが、これにつきまして事務局の方から説明をしてもらいます。

藤原事務局長。

事務局長 それでは臨時会進行予定表につきましてご説明申し上げます。お手元の臨時会議事日程表と追加日程を併せてご覧いただきたいと思えます。

臨時会の進行予定につきましては、概ねこれまでの臨時会の進行方法と変わりはございませんが、この度、常任委員の選任方法が改められ、監査委員については、広報発行常任委員になっていただくことになりました。そのため、常任委員の選任を行いますまでに監査委員を決めておくことが必要となりましたので、常任委員会委員の選任の前に監査委員の選任同意をしていただくように変更いたしております。

それでは、進行予定表をご覧いただきたいと思えます。まず、午前9時に全員協議会を開会し、本日の議運の審議結果について議運委員長より報告をいただきます。そして、日程等の協議をしていただきます。これが済みましたら、本会議を開会し、理事者から提出されました議案を上程し、総括説明、質疑、討論、採決をしていただきます。議事日程で申しますと、日程1から日程8までをまず現議長のもとで行っていただきます。ここままで、議案の審議をすべて済ませまして役職の改選を行うことといたします。

まず初めに、議長選出から行いますので、ここで暫時休憩をとり副議長と交替し、追加日程1. 議長辞職許可を議事日程に追加し、議題に取り上げたところで、本会議を休憩し、正副議長の選出方法協議のため全員協議会を開会いたします。全員協議会では、正副議長の選挙方法について協議し決定をしていただきます。なお、この全員協議会につきましては、議長から議長辞職願が提出をされておりますので、議事進行は副議長にお願いをいたします。選挙方法が決まりましたら、本会議を再開し、現副議長に議長辞職許可について諮っていただきます。許可いたされま

したら議長辞職挨拶をいただき、追加日程 2. 議長選挙についてを議事日程に追加し、議長選挙を行います。新議長が決まりましたら、副議長から当選告知、新議長の当選承諾と就任挨拶、副議長から新議長へ議長章を授与していただきます。

ここで議長交替のため暫時休憩をとり、新議長に議長席にお着きいただき再開後、追加日程 3. 副議長辞職許可を議事日程に追加し、副議長辞職許可についてお諮りいただきます。これが許可いたされましたら、副議長辞職挨拶をいただいた後、追加日程 4. 副議長選挙についてを議事日程に追加し、選挙を行っていただきます。そして、副議長が決まりましたら、議長から当選告知をし、新副議長の就任挨拶をしていただきます。

ここで、委員会委員選任に先立ち議会選出の監査委員を決めていただくため、本会議を再び休憩し、全員協議会を開きまして監査委員の希望を聴取し選出していただきます。そして、議案書を理事者に作成していただいた後、本会議を再開、追加日程 5. 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてを議事日程に追加し、諮っていただきます。

次に、常任委員の選出をしていただくこととなりますので、議事日程の日程 9. 常任委員会委員の選任についてを議題とし、本会議を休憩していただきます。そして、休憩中に正副議長により希望委員会の聴取、また調整をしていただきます。常任委員会委員、議会運営委員会委員が決定をいたしましたら、全員協議会を再開し、常任委員会委員、議運委員及び正副委員長の確認をしていただきます。

そして、本会議を再開し、常任委員会委員を議長が指名、次に日程 10. 議会運営委員会委員の選任についてを議題として、議長から議会運営委員会委員の指名をしていただきます。

次に、追加日程 6. 議長報告についてということで、(1) 常任委員会正副委員長互選結果について、(2) 議会運営委員会正副委員長互選結果について、それぞれ議長報告をしていただきます。

次に、議長は委員会委員を原則として辞任することの議会申合せがございますので、議長の委員会委員辞任許可を審議するため、暫時休憩し

副議長と交替をしていただきます。なお、追加日程 7. 予算決算常任委員会委員の辞任許可について、追加日程 8. 広報発行常任委員会委員の辞任許可について、これらはいずれも議会申合せにより行うものでありますから、一括議題としてお諮りをいただきたいと思っております。委員辞任許可がいたされましたら、再度議長と交替し、本会議を閉会していただきます。

以上が臨時議会当日の進行手順でございます。

委員長

ただ今、事務局から説明のありましたことにつきまして、何か質疑、ご意見等ございましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

ちょっと昨年は臨時議会をやっておりませんので、1 回とんでますのでね。ちょっと久しぶりという形になるんですが、臨時議会の方。手順の方はいま説明のあった手順となるんですが、どうでしょうか。特に質疑、ご意見などはございませんでしょうか。

(な し)

委員長

よろしいですか。それでは、議会運営委員会としては、ただ今の進行予定表どおりの手順で進めていくという風に考えておりますが、全員協議会などの方でも、皆様のご意見をいただくなかで、もしかしたら変更になるということもあるかもしれませんけれども、臨時会当日の進行につきましては、進行予定表のとおり進める、ということで確認をさせていただいておきたいと思っております。

それでは続きまして、その他についてを議題といたしますが、その他につきまして委員皆さんのほうから何か質疑やご意見などはございませんでしょうか。

(な し)

委員長

議長から何か報告などございませんか。

議 長 ございません。

委員長 事務局の方、特にございませんか。

事務局長 ございません。

委員長 それぞれ特にご報告やご意見などが無いようですので、その他につきまして、以上をもって終わらせていただきたいと思います。

 すみません、申し訳ございません。私のほうから一つ確認だけさせていただきますかと思っております。

 それにつきましては、農業委員の選出と都市計画審議会委員の選出、これらにつきましては、従来、19年の改選前、毎年臨時議会をやっているときには、臨時議会のときに決めておったんです。でも19年からは複数常任委員会制を取り入れてから、臨時会は毎年しないということもございましたので、農業委員の選出、推薦を出すための選出ですね。それと都市計画審議会委員の議会からの選出がありまして、これらにつきましては、6月議会で任期の関係もありまして、6月議会で間に合うので、もう6月議会でこれは行っていこうということで、その19年の複数常任委員会制を決めたときから先例と慣例に書かせていただくようにしたんですけれども。今回、常任委員会の任期を1年とさせていただいたということは、臨時議会が毎年行われるということになりました。けれども、この農業委員と都市計画審議会委員につきましては、従来関係もありましたけれども、19年からこっち、6月議会に行うということで先例と慣例に書かせていただいておりますので、これにつきましては、あえて変更することなく、任期は7月までであるというものでございますし、都市計画審議会につきましても現委員の議会の申し合わせの任期が6月末となっております関係から6月議会に全員協議会の方で協議をするという現在の先例と慣例のまま変更せずに行いたいという風に考えているんですけれども。それにつきましては、現行のまま進むと

いうことで、ご理解だけいただければ、ありがたいなど。あえてそういう意見が出てきましたときにも、もしも他の方から意見も出てきましたときに、やっぱり議会運営委員会でこのことについてはきちっと確認をしているということにしておかないといけないと思いますので、このご確認を変更せずにそのままいいかどうかという確認だけを本日させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

そうしましたら、農業委員と都市計画審議会委員は、現行の先例と慣例にあるように、6月議会の方で選出をさせていただくということで確認をしたということで、お願いしておきたいと思います。

以上で、その他についても終わらせていただきたいと思います。

それでは以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会とさせていただきます。

委員皆様には大変ご苦勞さまでございました。

(午前9時27分閉会)